

## ○三芳町有料広告物取扱要綱

平成19年1月12日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町（以下「町」という。）の資産を広告媒体として活用し、自主財源の確保を図るとともに、地域生活及び地域経済の活性化に資するため、有料で掲載する広告物（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 広報みよし
- (2) 三芳町ホームページ
- (3) 町が使用する公用封筒及び窓口用封筒
- (4) その他町の発行物若しくは資産で、町長が認めるもの

2 町の所有する施設及び町の実施する事業に対し愛称を命名する場合には、三芳町ネーミングライツ導入に関するガイドライン（令和2年三芳町告示第81号）に基づき、広告を掲載することができる。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、住民の生活に関連するもので、住民に不利益を与えないものとし、かつ、町の公共性及び品位を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号に該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (3) 前号に定めるもののほか、公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 政治性若しくは宗教性を含む広告又は意見広告若しくは名刺広告に係るもの

るものと認められるもの

- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) あたかも町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (7) その他町長が適当でないと認めたもの

(掲載の優先順位)

第4条 掲載募集枠を超えて申込みがあった場合の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人その他これらに類するものの広告で、公共性の高いもの
- (2) 町内に事業所等を有する企業、自営業者の広告等地域性の高いもの
- (3) その他町長が妥当であると認めるもの

(広告掲載の基準)

第5条 広告の規格、掲載期間、募集方法、掲載の決定、料金その他広告掲載の基準は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告選定委員会)

第6条 広告掲載の可否を決定するため、三芳町広告選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、三芳町広告選定委員会設置規程（平成19年1月25日町長決裁）に定める。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を町長の指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告主の責任等)

第8条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任及び負担において解決しなければならない。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、広告掲載の決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告の内容が、第3条の規定に違反すると判断したとき。
- (2) 広告主が、指定する期日までに指定された書類の提出をしなかったとき。
- (3) 広告主が、広告掲載料を納入しなかったとき。
- (4) その他行政運営上支障があるなど、広告の掲載を継続することが適切でない判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、既納の広告掲載料の還付又は納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。この場合において、町は、広告主に対して一切の補償は行わない。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(広告掲載料の還付)

第11条 町長は、広告掲載の決定後において、広告主の責によらない理由により広告を掲載しなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第78号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第31号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第74号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第142号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第67号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第32号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第296号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第84号）

この告示は、公布の日から施行する。